

## 再審法改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。

現在の法制度において、冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性が損なわれかねない状態となっている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要で、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理が長期化している。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、諸課題の整理を進め、再審法を速やかに改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

江南市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣